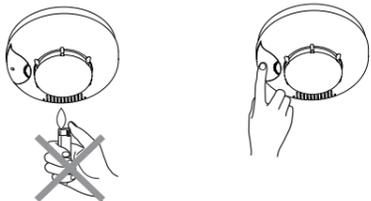


定期的なテストのお願い

- ・取り付け後は定期的に（1ヶ月に1度）スイッチを押して、警報器が正常に作動するか点検をしてください。
正常な場合、「ウー ウー カンカンカン 火事です 火事です」と音声警報が鳴ります。
警報器が正常でない場合は、「電池切れです。販売店に連絡してください。」「交換期限を過ぎています。販売店に連絡してください。」「または「故障です。販売店に連絡してください。」「と音声によりお知らせしますので販売店または最寄りの東邦ガス営業所までご連絡ください。
- ・1週間以上留守にされたときは、警報器が正常に作動するか点検をしてください。

 警告	<ul style="list-style-type: none"> ・点検時、決してライターなどの炎を使用しないでください。警報器を壊すばかりでなく、火災の原因になります。 ・点検をする時は、安定した台に乗っておこなってください。転倒してケガをするおそれがあります。 ・使用温度範囲外での使用や、ホコリ等が多い場所に取り付けられたとき、頻りに点検された場合、長時間音声警報を鳴らされた場合などは電池寿命が短くなる場合があります。
--	--



警報器相互連動（オプション）

- ・外部出力端子に相互連動コネクタ線（別売部品：型式名LL-01）を接続し、警報器どおしを接続することができます。（最大10台まで）
- ・極性に注意してください。
- ・点検スイッチを3秒以上押すと、相互連動機能を確認することができます。
- 相互連動機能：接続された別の火災警報器からの連動信号を受けたとき、赤色ランプが点滅し、「ウー ウー 別の火災警報器が作動しました。確認してください。」が鳴ります。
- ・火災を検知したとき、火災を検知した警報器と接続された他のすべての警報器が、同時に警報を発します。
- ・相互連動機能をご希望の場合は、販売店または最寄りの東邦ガス営業所にお問い合わせください。

アフターサービス

お 願 い

- この警報器は、5年間の無償保証です。ただし、保証書記載の保証の適用除外の項目に該当する場合はこの限りではありません。保証書をご参照ください。
- この警報器の交換期限はお取り付け後5年です。交換期限とは警報器の所定の性能を保証できる期間であり、5年を経過したものは、規定の煙濃度で警報しないなど誤作動の恐れがありますので、ぜひ新しい警報器とお取り替えください。
- 保証書に取付け年月および販売店名の記入のないものは無効となる場合がありますので、お取り付け時にご確認ください。
- 保証書は大切に保管してください。
- アフターサービスについて、ご不明な点がありましたら販売店または最寄りの東邦ガス営業所までご連絡ください。
- 警報器の交換期限を過ぎたときは、販売店または最寄りの東邦ガス営業所へご連絡ください。
- ご購入については、販売店または最寄りの東邦ガス営業所までご連絡ください。
- 電池交換はできません。また市販品ではありません。

故障かな？と思ったら

警報器の症状とその原因、対処について下表に示します。下記の対処を行っても直らない場合は、販売店または最寄りの東邦ガス営業所までご連絡ください。

状 態	点 検	処 置
火災ではないのに音声警報が鳴る。	警報器の近くで煙や蒸気が滞留していませんか？ 噴霧式殺虫剤を使っていますか？	警報器内の煙がなくなるまでお待ちください。ドアや窓を開け、しばらく換気してください。
スイッチを押しても音声警報が鳴らない。	警報音鳴動時にスイッチを押して、音声警報停止状態になっていませんか？ 起動プラグがささったままになっていませんか？	しばらく（約5分間）待つてからもう一度スイッチを押してください。 起動プラグを抜いてからもう一度スイッチを押してください。
約10秒間隔で緑色ランプが点滅している。	スイッチを押した時、「電池切れです。販売店に連絡してください」のメッセージが鳴る。 スイッチを押した時、「交換期限を過ぎています。お買い求めの販売店または最寄りの東邦ガス営業所までご連絡ください」のメッセージが鳴る。 スイッチを押した時、「故障です。販売店に連絡してください」のメッセージが鳴る。	電池が消費しています。お買い求めの販売店または最寄りの東邦ガス営業所までご連絡ください。 交換期限を過ぎています。お買い求めの販売店または最寄りの東邦ガス営業所までご連絡ください。 警報器の故障が考えられます。お買い求めの販売店または最寄りの東邦ガス営業所までご連絡ください。
音声警報が鳴り止まない。	警報器の周囲に煙や蒸気が滞留していませんか？	スイッチを約1秒押してください。警報音が停止しない場合は煙検知部に息を2～3回吹きかけてください。処置後も鳴り止まない場合はお買い求めの販売店または最寄りの東邦ガス営業所までご連絡ください。

お手入れ方法

- ・警報器が汚れてお手入れされる場合は、警報器を一旦取り外し、中性洗剤を浸して十分に絞った布で警報器の汚れを拭き取ってください。
- この際、煙感知部の網に触れない様、注意してください。

 注意	警報器を水洗いしないでください。故障の原因になります。 また、ベンジンやシンナーを使用しないでください。警報器の表面を傷める場合があります。
---	---

仕 様

型 式 名	SA-258E
種 別	光電式住宅用防災警報器
鑑 定 型 式 番 号	鑑住第19～9号
感 知 方 法	煙感知方式（光電式2種）
定 格	DC3V、300mA
電 源	リチウム電池
交 換 期 限	5年間
試 験 機 能	自動試験機能
音 量	1mの距離にて70dB（A）以上
外 形 寸 法	φ98mm×41mm
質 量	約130g（電池含む）
火 災 連 動 入 出 力	接点容量DC30V 100mA
使 用 温 度 範 囲	0℃～40℃（結露しないこと）
復 旧	自己復旧方式
付 属 品	取付ベース、取付ネジ 2本、 石膏ボード用アンカー 2本、 引きひも、点検ツマミ

※仕様および外観は改良のため予告なく変更することがあります。



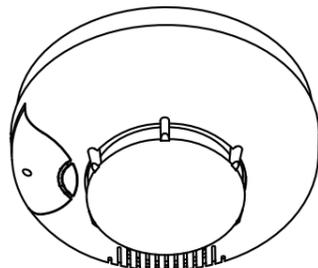
TN51135

住宅用・煙式 火災警報器

品名 CS-C2 型式名 SA-258E

取扱説明書 保証書付

- ・このたびは、住宅用・煙式 火災警報器をお取り付けいただきありがとうございます。ご使用になる前に、この取扱説明書を最後までお読みいただき、正しくお使いください。お読みになった後は、お使いになる方がいつでも見られるところに必ず保管してください。なお、万一、本書を紛失されたときは、販売店または最寄りの東邦ガス営業所にお問い合わせください。
- ・この商品は住宅用・煙式 火災警報器で、火災による煙を感知して音声で警報を発する機能を持っています。警報を発する機能を持っていますが、火災を防止する装置ではありません。火災などによる損害については責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・この警報器は日本消防検定協会の試験に合格した鑑定品ですが、消防法に規定された「自動火災報知設備」には代用できません。



日本消防検定協会鑑定合格品

保証書

このたびは住宅用・煙式 火災警報器をお取り付けいただき、誠にありがとうございます。お取り付けいただきました商品につきまして、本保証書記載の内容により保証させていただきます。

商品名 住宅用・煙式 火災警報器
品名 CS-C2

1.お客さま名	おなまえ <input type="text"/> さま <input type="text"/>	お取り付け年月 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月
	おところ <input type="text"/>	
2.販売店	店 名 <input type="text"/>	TEL <input type="text"/>
	住 所 <input type="text"/>	

3.交換期限

警報器本体の交換期限はお取り付け後5年です。交換期限後の性能保証および、点検・取り替えはできません。交換期限後はぜひ新しいものとお取り替えください。（交換期限は、機器本体の交換期限ラベルに記載しておりますので、ご確認ください。ラベルの期限表示は西暦と月で記入されています。この交換期限までが保証期間になります。）

無償点検等の実施

- ①取扱説明書に基づいた使用状態で、誤作動等の異常が認められた場合には、お申し出により無償点検いたします。
- ②取扱説明書に基づいた使用状態で故障した場合には、お申し出により無償取替いたします。なお、無償点検、無償取替えをご希望される際は、お買い上げの販売店または最寄りの東邦ガス営業所へご連絡ください。

保証の適用除外

本製品は、保証期間内であっても、つぎの場合、点検または取替は有料となります。

- ①本製品に異常が認められない場合。
- ②取扱説明書に基づかないで使用して生じた故障等。
- ③火災・天災・異常電圧・異常温度等の不可抗力による故障等。
- ④本製品のお買い上げ販売店もしくは当社が指定した取付業者以外で取り付けられた場合の故障等。
- ⑤取付位置の移動、落下、衝撃等による故障等。
- ⑥お買い上げ後に分解、改造等が行われた場合の故障等。
- ⑦本保証書のご提示がない場合。

〈ご注意〉

本証書によって、お客さまの民法上の権利を制限するものではありません。本証書の「お取り付け年月」「販売店」欄に記入のないものは無効ですから必ずご確認ください。

保証履行者 東邦ガス株式会社
〒456-8511 名古屋市中熱田区桜田町19番18号
保証責任者 新コスモス電機株式会社
〒532-0036 大阪市淀川区三津屋中2-5-4

警報器をご使用になる皆様へ

警報器を安全に正しくお使いいただき、またお客さまや他の人々への危害や財産への損害を未然に防止するために、この取扱説明書にはいろいろな絵表示を用いています。その表示と意味は次のようになっています。内容をよく理解してから本文をお読みください。

■誤った設置や取扱いによる危害や損害の程度を以下の表示で示しています。

 警告	この表示を無視して誤った取扱いをすると、使用者が重傷または傷害を負う可能性が想定されることを表しています。
 注意	この表示を無視して誤った取扱いをすると、使用者が傷害を負う可能性および物的損害の発生が想定されることを表しています。

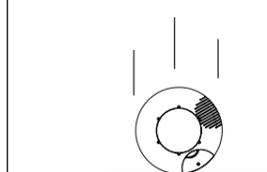
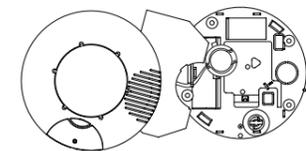
■お守りいただきたい事項の種類を以下の絵表示で示しています。

	「一般的な禁止」事項を示しています。
	「分解禁止」事項を示しています。
	「必ず行う」事項を示しています。

ご使用上の注意

警告

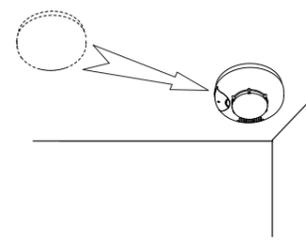
-  警報器は絶対に分解しないでください。
-  警報器を落下させたり衝撃を与えたりしないでください。故障の原因となります。



-  警報器の交換期限はお取り付け後5年です。交換期限を過ぎた場合は、新しい警報器とお取り替えください。規定の煙濃度で警報しないなどの誤作動の恐れがあります。交換期限は警報器本体の交換期限表示ラベルに交換期間が満了となる期限を西暦と月で記載しています。お客さまがご自身で電池交換することはできません。

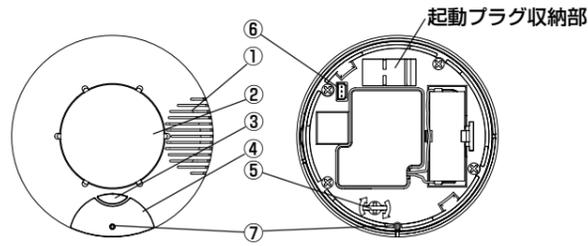
注意

- ・警報器は位置を移動させたり、警報器の前に物を置いたり取り付けたりしないでください。
- ・警報の遅れの原因となります。



- ・火災時の煙は上昇するため、2階で発生した火災を1階に取り付けた警報器で発見することはできません。
- ・警報器を取り付けた部屋の扉やふすまを閉めていると、他の部屋で発生した火災による煙が警報器までとどかず警報を発しない場合があります。
- ・この警報器は煙を感知して警報するもので、火災の防止装置ではありません。
- ・この警報器は、消防法で定められた自動火災報知設備には該当しないため、それらの設備への使用や接続はできません。

各部の名称と働き

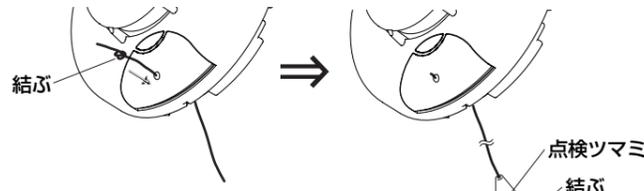


- ①音響部
火災発生時には「ウー ウー カンカンカン 火事です 火事です」が鳴ります。警報器が正常に作動している場合にスイッチを押すと火災発生時と同じ音声が鳴ります。警報器が正常でない場合はスイッチを押すと警報器の状態により「電池切れです。販売店に連絡してください。」「交換期限を過ぎています。販売店に連絡してください。」「故障です。販売店に連絡してください。」のいずれかの音声が鳴動します。
- ②煙感知部
ここで煙を感知します。
- ③ランプ（赤色・緑色）
・火災警報時には赤色ランプが点灯します。
・電池容量が少なくなったときや故障時には、緑色ランプが点滅します。
- ④スイッチ（点検機能・音声警報停止機能）
・監視時にスイッチを押すと警報器の状態をお知らせします。
・火災時にスイッチを押すと約5分間音声警報が止まります。
- ⑤起動プラグ
電源を投入する際は、このプラグを抜きます。
- ⑥外部出力端子
相互連動入出力（警報器相互連動をお読みください）
- ⑦引きひも取付穴およびガイド
引きひもを取り付けると簡単にスイッチを操作できます。

注意 取り付けした引きひもを引く際、必要以上の力で強く引き続けしないでください。引きひもが切れる恐れがあります。

引きひもの取付方法

- ①ひもの先端が固い方を警報器のスイッチ部にある穴の上側からひもを通し、2回結びで結んでください。



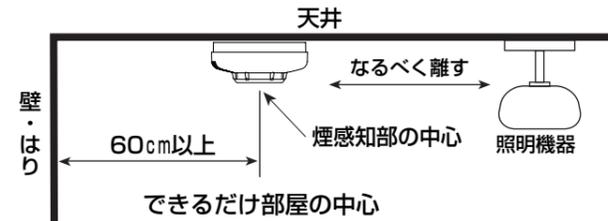
- ②ひもの先端が固い方を付属の点検ツマミの穴に通し、適当な長さとなる部分で2回結びをしてください。
- ③点検ツマミの先の余ったひもを切ってください。
- ④ひもを引っ張り、正常に動作するか確認してください。
※引きひもを取り付けなくても警報器の機能は変わりません。

警報器の取付場所

注意 警報器は必ず正しい位置に取り付けてください。誤った位置に取り付けると火災による煙を感知できず、誤作動の原因となります。

1. この警報器は特に次のようなところへの設置をおすすめします。
・居室、寝室、階段、廊下

2. 警報器の取付位置
・取付箇所は天井です。警報器の中心が壁またははりから60cm以上離れた位置となるように取り付けてください。

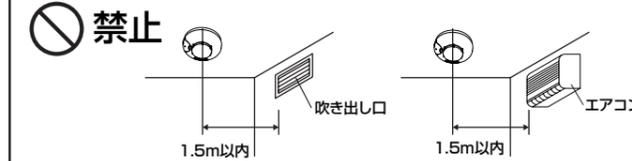


壁・はり 60cm以上 煙感知部の中心 照明機器 なるべく離す できるだけ部屋の中心

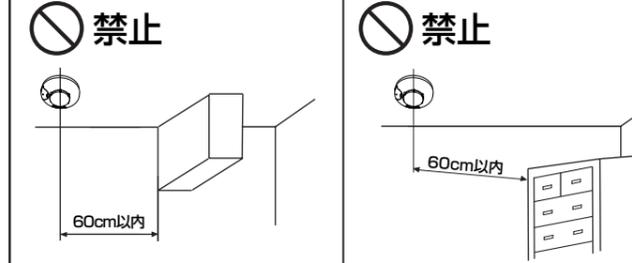
警告 警報器を設置する前は、確実に起動プラグを抜き、スイッチを押して動作の確認を行ってください。電源が投入されなかった場合は、警報器が作動せず、音声警報が鳴りません。

注意 次のような場所には取り付けしないでください。正常に火災による煙を感知できず、誤作動や故障の原因となります。

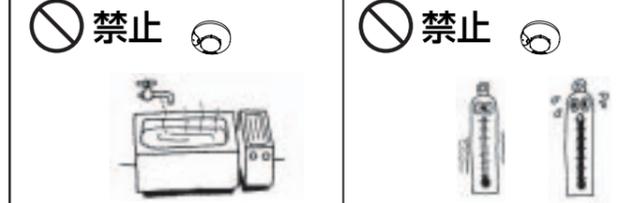
- 換気口等の空気の吹き出し口から1.5m以内には取り付けないこと



- たれ壁やはりから60cm以内には取り付けないこと
- タンスなどから60cm以内には取り付けないこと



- 浴室内や水のかかる場所や水滴のつくところ
- 温度が0℃～+40℃の範囲をこえるところ



- 火災以外の煙や蒸気がかかる場所
- 屋外

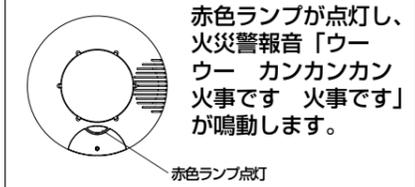


※居室内が60cm以上のたれ壁や、はり等で区切られる場合は、検知範囲外とみなされますので警報器を設置される場合はご注意ください。

警報音を発している場合の取り扱い

火災の場合

火災による煙が発生した場合
警報器の周囲に煙が発生した場合、右のように作動します。

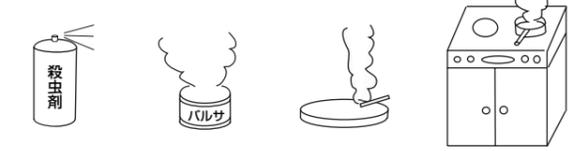


- ・火元を確認し、119番へ通報するなど適切な処置をしてください。
- ・避難してください。

火災でない場合

注意 火災以外でも次のような場合警報することがあります。スイッチを押すか室内を換気すれば警報音が止まりますので、警報器を取り外さないでください。

- ・スプレー式殺虫剤、ヘアースプレーなどが直接かかった時
- ・たばこの煙を警報器に吹きかけた時
- ・調理の煙や水蒸気などが警報器にかかった時
- ・くん煙式殺虫剤などの煙を発生させた時



警報音を止めるとき

- ・煙が無くなれば警報音は自動的に停止します。また、赤色ランプは消灯します。
- ・スイッチを押すと警報音が停止します。煙が残っている場合は、約5分後に再び警報します。煙感知部の煙がなくなり、自動停止するまで警報を繰り返します。
- ・なお、赤色ランプは煙感知部に煙が無くなるまで点灯し続けます。

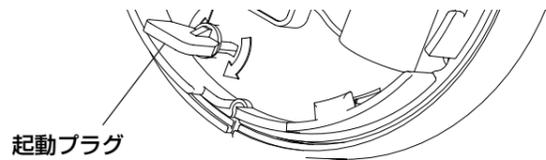


お取り付けされる皆様へ

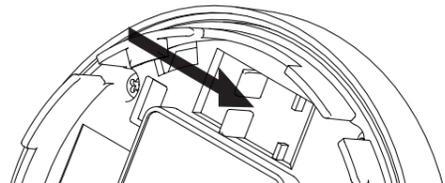
警報器を設置する前に

- 電源を投入します。
・警報器の裏面にある起動プラグを抜いてください。

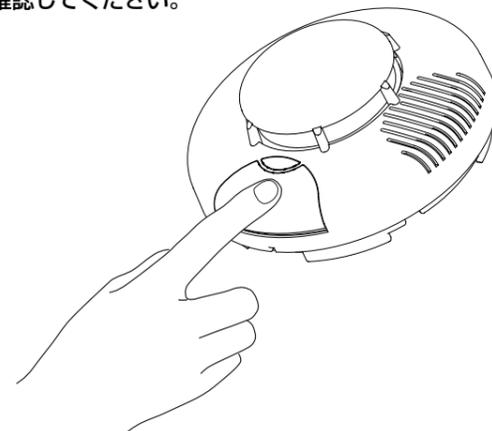
- ①起動プラグを矢印方向に回し、抜いてください。数秒後に「ピッ」と鳴ります。



- ②起動プラグを収納してください。



- ③スイッチを押して「ウー ウー カンカンカン 火事です 火事です」が鳴るのを確認してください。



警報器の取付方法

次の手順にしたがって警報器を取り付けてください。

最初に警報器の取付位置を決めてください。
（※『警報器の取付場所』をお読みください。）

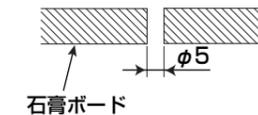
- 手順①
天井面のはりなどが通っている場所に、取付ネジで取付ベースをしっかりと固定してください。

- 手順②
警報器の底面部を取付ベースに当て、警報器が止まるまで右にまわしてください。

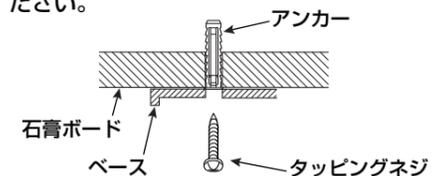


- 石膏ボード材への取り付け

- 手順①
石膏ボード材に下穴（φ5）をあけてください。



- 手順②
アンカーを打ち込み、ベースをタッピングネジで固定してください。



※確実に固定されていることを確認してください。

警告 警報器の取り付けは、安定した台に乗って作業を行ってください。転倒してケガをするおそれがあります。

警報器の取り付けは次に従って行ってください。